

会計年度任用職員（委託訓練支援員）の募集の概要

1 職名

委託訓練支援員（地方公務員法に基づき任用される会計年度任用職員）

2 勤務内容

公共職業訓練（委託訓練）に関する次の職務

- （1）委託先訓練機関への巡回訪問、訓練実施状況に関する調査
- （2）訓練内容、生徒管理、就職支援等に関する委託先訓練機関への助言・指導
- （3）委託先訓練機関の新規開拓
- （4）生徒の出席状況確認、書類審査、データ入力等の事務
- （5）訓練機関に対する提案募集等に関する事務
- （6）その他、上記業務に関連して必要と認められるもの

3 応募要件

職業訓練を理解し、教育訓練に関してその職務の運営を遂行する熱意を有すると認められる者

4 勤務予定場所

中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室

〒112-0004 文京区後楽1-9-5 4階

（都営大江戸線飯田橋駅徒歩1分、JR総武線・東京メトロ飯田橋駅徒歩5分）

5 募集人員

中央・城北職業能力開発センター再就職促進訓練室 2名

6 任用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

（事業が同様の規模で継続され、勤務成績が良好な場合には、最大4回まで公募によらない再度任用の可能性あり。なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。）

7 勤務日数 原則として月16日勤務

8 勤務時間

午前8時から午後4時45分まで または
午前8時15分から午後5時まで または
午前8時30分から午後5時15分まで または
午前9時から午後5時45分まで または
午前9時30分から午後6時15分まで

9 休暇等（制度改正により変更となる場合があります。）

（有給）

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、

妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(無給)

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

※一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

10 報酬 月額208,100円(常勤職員の給与改定等に準じて改定される場合があります。)支給日は原則として毎月15日。一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給する。

11 通勤費 規定により、交通費相当額を支給する(上限150,000円/月)。

12 申込方法

会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式)及び職務経歴書を下記担当まで提出(電子メール推奨、郵送、持込も可)

(令和8年4月17日(金)午後5時必着)

※1 会計年度任用職員申込書(別紙第1号様式)上部の「職名」欄に「委託訓練支援員」と記載してください。

※2 応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。

※3 書類選考後、面接を行います。

※4 結果は、合否に関わらず後日連絡(電話・郵送・メール等)いたします。

※5 メールでご連絡する場合がありますので、会計年度任用職員申込書には、ご連絡可能なメールアドレスを記載してください。

※6 応募書類を電子メールで提出する際は、件名に「会計年度任用職員の応募」と記載してください。

13 その他

任用の都度、原則1月は条件付採用となります。

担当 東京都産業労働局雇用就業部調整課 花岡・堀内
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1東京都庁第一本庁舎21階北側

Tel 03-5320-4702

メールアドレス S0000443@section.metro.tokyo.jp